

令和5年度
農地中間管理事業に係る
評価意見書

令和6年6月

農地中間管理事業評価委員会

令和5年度農地中間管理事業に係る評価意見書

1. 事業実施状況

- 借入：14市町村・49件・500ha
(計画4,700haに対し10.6%、前年度888haに対し、388ha減、56.3%)
- 貸付：14市町村・31件・500ha
(計画4,700haに対し10.6%、前年度888haに対し、388ha減、56.3%)
- 1件当たりの平均面積：借入10.2ha、貸付16.1ha

2. 事業実施状況に対する評価

令和5年度の農地中間管理権の取得(借入)及び貸付は、遠別町でTMRセンターへの農地の集積・集約に伴う利用権設定として334.6ha、津別町で大型法人への利用権設定として46.6haを実施するとともに、事業関連では、北斗市において65.9haを借り受け、道の基盤整備部門等と連携し、農地中間管理機構関連農地整備事業の取組を始めたほか、道内で初めて機構による遊休農地対策として、遠別町において遊休農地11.2haを借り受け、簡易な整備を実施した上で地域の担い手に貸し付ける遊休農地解消緊急対策事業に取り組んだ。さらに、深川市、むかわ町及び下川町においては、知事裁定により13.7haを借り受け、地域の担い手に貸し付ける所有者不明農地対策に取り組んだ。

こうしたTMRセンターや大型法人等への農地の集積・集約化に取り組む地域に対しては、一定の要件に基づき機構集積協力が交付され、地域農業の発展に寄与している。

令和5年度の事業収支は、総収入1,005,403千円、総費用1,034,948千円となり、差引29,545千円のマイナスとなっている。その主な要因としては、事業実績が低迷したことによるものであるが、新たな農地制度の下で想定される事業量の大幅な増加への対応のため、組織強化やシステム改修を行ったためである。

また、令和5年度には新たに道からの業務費補助を受けることとなったため、新たな農地制度への円滑な移行に向けた準備を行うとともに、収支改善に向けても具体的な対応について検討を重ねていく必要がある。

一方、機構の特例事業である農地売買等事業の買入・貸付は、平成27年度以来8年ぶりに6,000haを超え6,449haとなっており、依然として本道における本事業の役割は大きいものとなっている。

3. 事業推進状況に対する評価

(1) 「地域計画の策定」と連携した推進

本道の担い手への農地集積率は、令和5年度で91.8%と全国の60.4%を大きく上回っており、都道

府県で最も高くなっている。こうした状況の中、人・農地など関連施策の見直しにより、農業経営基盤強化促進法等が改正され、市町村は令和7年3月までに地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域農業経営基盤強化促進計画」（以下「地域計画」という。）を定めることとされた。今後、機構が実施する事業は、この地域計画を実現するための手段として進めていくことが求められている。

令和5年度はこれまでの事業推進に加え、道や農業会議と連携して道内各所で市町村や農業委員会、JA等を対象に実務担当者会議を2回開催して、新たな機構事業の仕組み等の周知を行うとともに、地域の意向や機構の事業量が大幅に増加することへの対応方法等について意見交換を行った。さらに、各市町村の地域計画策定に係る「協議の場」にも積極的に参加し、地域の意向に即した情報提供等を行った。

今後も、機構は本所と支所が一体となり、各市町村の地域計画の実現のため、機構事業を円滑に実施していく必要がある。

（2）関連事業等との連携による地域への支援

事業実施のメリット措置とされている機構集積協力金については、農地の集積・集約化等に取り組む地域や農業者への支援として措置されているが、家族経営を中心とした個別経営体が多く、農地の集積・集約化が進んでいる本道においては、機構の活用率や団地化などの交付要件を満たすことが難しく、利用拡大に向けた課題となっている。一方で、TMRセンターや大型法人を設立し、地区単位で大規模な農地の集積・集約化を図る際には有効な支援となってきたことから、機構はこうした地域の動きを的確に把握し、効果的な活用を促すべきである。

また、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構が借り入れている農地等で基盤整備を行う農地中間管理機構関連農地整備事業や、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善等を行う農地耕作条件改善事業、目標地図に位置付けられた担い手の経営改善のために必要な機械・施設の導入を支援する農地利用効率化等支援交付金などが措置されている。

機構は、地域計画の実現に向け、こうした関連施策を所管する関連機関・団体と連携しながら、地域農業の動向を把握した上で、生産基盤の整備や農家経営の改善・発展を促すなど、農地中間管理事業の実施により農地の集積・集約化を積極的に支援すべきである。

（3）優良農地の確保に向けた取組

近年、遊休農地や所有者不明農地が散見される中、機構が行う農地中間管理事業による解消が求められている。

機構はこれらの農地について、市町村、農業委員会などの関係者から状況を把握するとともに、市町村が将来にわたって保全すべきと判断した農地については、遊休農地解消緊急対策事業を活用した簡易な手法による再生整備など、機構が持つ機能をフル活用して、優良農地を地域の担い手に確実に引き継いでいくことが必要である。

4. 総括

農業従事者の高齢化の進行や後継者不在などにより、農家戸数の減少が続いていることから、担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、新規参入者等を含めた多様な担い手を育成し、優良農地を提供する取組を行うとともに、遊休農地の解消等も併せて進めていく必要がある。

また、地域計画の策定においては、引き続き機構として、地域における協議の場に積極的に参加し、新たな農地制度の下での機構事業の役割等について農業者等の理解の醸成を図るとともに、地域のニーズを把握するなど、地域関係者との一層の連携強化に努めることが求められる。

今後、地域計画の実現に向けた利用権設定等は機構が担うこととなり、令和7年度からは機構の取扱件数が大幅に増加することが見込まれている。機構としては、今後も道及び市町村、農業委員会をはじめとする関係機関等との役割分担の下に密接に連携することはもとより、継続的かつ安定的な事業実施に向けて、事務の効率化や業務執行体制の強化に取り組むべきである。

■ 評価委員

氏名	所属・職名	
東山 寛	北海道大学大学院 農学研究院 教授	委員長
石田 吉光	きょうわ農業協同組合 代表理事組合長	副委員長
藤田 二	北海道土地改良事業団体連合会 専務理事	
中島 拓也	中島拓也税理士事務所 所長	
菊入 等	深川市農業委員会 会長	

■ 日程 令和6年6月開催